

一、荒御前 御躰三鉢御座候

一、瀧宮

一、加須神 已上同夜

聖 地藏院但馬殿幸海 播磨公善義 生年十九

瀧水役西輪坊播磨殿覺聖 于時依爲如法經聖也矣

御紙燭役今江殿

右件者社頭炎上之時奉祀出奉置三宮御

二年六月廿日夜、所奉遷宮荒前也而已。

道路ニハ荒薦ヲ敷也。爲宋代秘見所注置也焉。

(白山本宮の回祿は文保元年十月十一日に在り。)

十月十五日。石川郡白山惣長吏豪澄等、講衆及び堂僧を戒者より採用するには舉狀の前後に依るべきことを定む。

【白山宮莊嚴講中記録】

一六八

就戒者事、自堂中雖被申種々子細、所詮於向後者、任先例可依舉狀之前後候也。仍爲宋代龜鏡、貫首面々所加判形候也。

文保二年戊午十月十五日

大金達 在判

大勸進 在判

院主 在判

惣長吏 在判

十月廿五日。海野信直の妻、鹿島郡酒井保内の山野を瑩山紹瑾に寄進す。

【永光寺文書】 鹿島郡

一六九

きしんすのとのくにさかいのほうのうちの山やでんはくの事

四至のさかいは、としたど、のりかぬのりやうはうけんにみへたり

右くだんの山やでんはくは、さかわの八郎よりちかゞ女子、平のうちの女、さかひの十郎さへもんとしたど、な

らびにさかひよそうのりかぬのほうけんじやうにまかせて、りやうつうのあんどの御下し文を申給りて、ちぎやうするしりやうなり。しかるを平のうちの女、むじやう

ぼだいのために、あんどの御下し文二つう、ほうけん二

毗沙門堂内大臣僧正房知行、權祝友仲奉行。

元應元年十月 日

(この文書は摘寫なり。大桑莊は石川郡、能美莊は能美郡に屬すれども、永富莊の所在は明らかならず。)

十二月八日。瑩山紹瑾、鹿島郡永光寺の置文を作る。

【永光寺文書】 鹿島郡

一七一

能州酒井保洞谷山者、酒勾八郎頼親嫡女平氏女□□祖忍清淨寄進之淨處。故紹瑾爲二生偃息之安樂地、來際爲瑩山遺身安置之塔頭所。是以自身嗣書、先師嗣書、師翁血經、曾祖靈骨、高祖語錄安置當山之奥頭、名此峰稱五老峰。然者當山之住持者、五老之塔主也。瑩山門徒中、守嗣法次第可住持興行。其故者、山僧之遺跡諸山之内、可崇重遺跡也。嗣法人可住持興行。縱雖嗣法人斷絶、門徒小師中評定和平而須住持興隆者、何他門必之不可崇敬五老故也。依之盡未來際瑩山嗣法小師、剃頭小師、參學門人、具受戒出家在家諸門弟等、一味同心以當山爲二大事、偏

つう、ほんすのてつぎのあんもんらをあいそへて、ながくぜうきんをしやうにたてまつりおはりぬ。しゝそんくゝさらにいらんすべからず。よてご日のためにきしんのじやうくだんのごとし。

ぶんほう二年十月廿五日

平のうちの女 在判

文保三年
元應元年

己未 紀元一九七九
四月廿八日 改元

十月。近江日吉社、加賀能美莊・大桑莊・永富莊等の社領注進狀を作る。

【日吉神社領注進狀】 近江

一七〇

日吉神社々領

一、加賀國大桑・永富兩庄

三社御供料所、淨土寺御門跡領。但近年不被付門跡

依神用闕如畢。

一、能美庄 當社領